

【資料2】

外国人材プロモーション事業業務委託仕様書

1 業務の目的

県や県内企業、監理団体等が海外での採用活動などで効果的に活用できる多言語のPR用動画やパンフレットを作成することで、送り出し国における秋田の認知度向上を図り、県内への外国人材の受入拡大につなげることを目的とする。

2 委託期間

委託契約日から令和9年1月29日（金）まで

3 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) PR用動画の製作

秋田県の魅力や働く外国人材の声を発信するPR用動画を、ターゲット国ごとに製作すること。

①ターゲット国

- ・インドネシア、フィリピン、ベトナム、ミャンマーの4カ国をターゲットとし、各国に最適な言語で製作すること。
- ・現地の労働市場の動向と、本県の労働需要の双方を十分に加味し、ターゲット国ごとに効果的な工夫を行うこと。

②規格等

- ・4～6分程度の本編動画とSNS等へ掲載する15秒～1分程度のショート版のほか、サムネイル画像も製作すること。
- ・動画ファイルの形式はMP4、サムネイル画像はJPEGとすること。
- ・ショート版についてはInstagramのリール動画等に対応できるよう縦型とすること。
- ・県内企業や監理団体等の活用を想定し、全ての動画について日本語字幕を挿入すること。

③必須構成

- ・秋田県の自然や食などの魅力
- ・秋田県内で働く外国人材のインタビュー（各国4名以上）

(2) パンフレットの製作

(1)のPR用動画の内容をまとめたパンフレットをターゲット国ごとに製作すること。

①規格等

- ・A3二つ折り（仕上がりA4で4ページ）で製作すること。

- ・紙媒体で配布されることが想定されるため、(1)のPR用動画の視聴へ誘導できるようQRコードを掲載すること。
- ・上記4カ国向けのパンフレットに加え、県内企業や監理団体等が活用できるよう、全てのパンフレットについて日本語版も製作すること。

②部数

4,000部程度（パターンごとの部数は受託後、県と協議の上、決定すること）

(3) 共通事項

- ・翻訳はネイティブスピーカーのチェックを必須とし、ナレーションはネイティブスピーカーが行うこと。
- ・取材先となる対象者や企業等への撮影の打診、肖像権等の諸権利の整理等、撮影に付随する全ての必要な業務を行うこと。
- ・本事業の成果品はSNS等での公開のほか、一般ユーザーによる拡散（リポスト等）や、県内企業・監理団体等による採用活動での二次利用を想定していることから、取材対象者や企業等に対し、これらの利用について事前に説明の上、肖像権等に係る同意を確実に取得すること。

4 納品

以下の成果物について、令和9年1月29日（金）までに秋田県産業労働部雇用労働政策課へ納品すること。

納品の形式については、(1)から(3)については電子データを格納したコンパクトディスクを納品し、(4)及び(5)については電子データを格納したコンパクトディスク及び紙媒体の両方を納品すること。

- (1) 動画データ4種（電子データ（MP4形式））
- (2) 動画データ4種（ショート版）（電子データ（MP4形式））
- (3) サムネイル画像4種（電子データ（JPEG形式））
- (4) パンフレット4種（紙面及び電子データ（PDF形式））
- (5) 事業実施報告書 ※取材先より取得した肖像権等に関する同意書を含む（紙面及び電子データ（PDF形式））

5 留意事項

- (1) 契約締結後は、円滑かつ確実に遂行できる体制を速やかに構築し、業務管理責任及び各業務担当者一覧並びに作業工程表を報告すること。
- (2) 動画及びパンフレットの内容や構成は事前に県と協議し、承認を受けた上で作製を進めるとし、進捗状況等について2週間に1回以上の頻度で報告すること。
- (3) 個人情報保護法及び個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を厳守するとともに、事業完了時は特記事項第13の規定により対応すること。

6 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

①受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

②受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を履行するうえで、著作権、肖像権、その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

7 その他

(1) 本業務の履行に必要な事項について適切に対応するため、県との打ち合わせについて、遅滞なく実施可能な体制を整えること。

(2) 本業務の一部について、受託者と協議のうえ、変更する場合がある。

(3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。